第四十六回国会
衆議院

建設委員会議録　第六号

昭和三十九年二月二十五日（火曜日）
午前十時四十五分開議

出席委員
委員長　丹羽喬四郎君
理事加藤　高藏君　理事瀬戸山三男君
理事廣瀬　正雄君　理事福永　一臣君
理事岡本　隆一君　理事兒玉　末男君
逢澤　寛君　稻村左近四郎君
大倉　三郎君　木村　武雄君
正示啓次郎君　田村　元君
根本龍太郎君　服部　安司君
堀内　一雄君　堀川　恭平君
松澤　雄藏君　渡辺　栄一君
勝澤　芳雄君　金丸　徳重君
西宮　弘君　原　茂君
玉置　一徳君　吉田　賢一君

出席国務大臣
建　設　大　臣　河野　一郎君

出席政府委員
建設事務官（大臣官房長）　平井　學君
建設事務官（都市局長）　鶴海良一郎君
建　設　技　官（河川局長）　畑谷　正実君
建設事務官（住宅局長）　前田　光嘉君

委員外の出席者
総理府事務官（行政管理庁行政監察局監察官）　諸永　直君
参考人（首都高速道路公団副理事長）　萩原　辰郎君
参考人（首都高速道路公団理事）　藤本勝満露君
参考人（首都高速道路公団監事）　原田　章君
専門員　熊本　政晴君

二月二十日
委員渡辺栄一君辞任につき、その補欠として島村一郎君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員島村一郎君辞任につき、その補欠として渡辺栄一君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十一日
委員田村元君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として江崎真澄君及び小平忠君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員江崎真澄君及び小平忠君辞任につき、その補欠として田村元君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十二日
委員玉置一徳君辞任につき、その補欠として小平忠君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員小平忠君辞任につき、その補欠として玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。
同月二十五日
委員井谷正吉君辞任につき、その補欠として勝澤芳雄君が議長の指名で委員に選任された。
同日
委員勝澤芳雄君辞任につき、その補欠として井谷正吉君が議長の指名で委員に選任された。

二月十九日
河川法案（内閣提出第八号）
同月二十四日
福山市新涯町東部地区区画整理事業反対に関する請願（高橋等君紹介）（第七一一号）
阿武隈川流域地帯の水害防止のため河岸及び河床改良工事の国直轄施行に関する請願（木村守江君紹介）（第七四二号）
伊南川の多目的ダム建設に関する請願（木村守江君紹介）（第七四三号）
豪雪地域における道路交通確保に関する請願（木村守江君紹介）（第七四四号）
二級国道宇部宮、米沢線の一級国道編入等に関する請願（木村守江君紹介）（第七四五号）
主要地方道郡山、標葉線等の国道編入に関する請願（木村守江君紹介）（第七四六号）
東北自動車道の早期着工に関する請願（木村守江君紹介）（第七四七号）
岡山市芳田地区の高速自動車道バイパス線建設等に関する請願（逢澤寛君紹介）（第八六八号）
は本委員会に付託された。

二月二十四日
車両制限令施行に伴う道路改良財源措置に関する陳情書（水戸市南三の丸百九番地茨城県町村会長高野慶康）（第八五号）
低家賃住宅建設費国庫補助に関する陳情書（全国市長会中国支部長岡山市長岡崎平夫）（第八八号）
下水道に対する国庫補助増額に関する陳情書（福井県知事北栄造外三名）（第八九号）
下水道事業の整備促進に関する陳情書（第七回下水道促進全国大会議長名古屋市長杉戸清外一名）（第九〇号）
同（全国下水道促進会議北海道支部長札幌市長原田与作外四十四名）（第九一号）
新潟県の地盤沈下対策事業に関する陳情書（新潟県議会議員小林藤吉外二名）（第九二号）
中国地方の直轄河川事業促進等に関する陳情書（中国建設期成同盟協議会長広島市長浜井信三外十名）（第九三号）
中国地方の直轄国道事業促進に関する陳情書（中国建設期成同盟協議会長広島市長浜井信三外十名）（第九四号）
二級国道東京小諸線の整備促進に関する陳情書（二級国道東京小諸線整備促進同盟会長埼玉県知事栗原浩）（第九五号）
九州縦貫高速自動車道の建設促進に関する陳情書（長崎県議会議長初村滝一郎）（第九六号）
都市開発促進に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地全国都市再開発促進連盟会長足立正）（第九七号）
都市計画推進に関する陳情書（第十五回全国都市計画協議会副会長徳島県知事原菊太郎外二名）（第九八号）
都市の区画整理事業に対する国庫補助率引き上げに関する陳情書（全国都市整備促進連盟会長姫路市長石見元秀外五十一名）（第九九号）
新潟県の地すべり対策事業促進に関する陳情書（新潟県知事塚田十一郎外一名）（第一八九号）
中央自動車道飯田、小牧間の早期着工に関する陳情書（長野市南県町長野県町村議会議長会長杉本隆一）（第二五三号）
道路整備に関する陳情書（東京都千代田区三年町一番地全国道路利用者会議会長南條徳男）（第二五四号）
一級国道五十六号線の改良整備促進に関する陳情書（四国四県議会正副議長会議代表高知県議会議長岡林秀起）（第二五五号）
砂利道の簡易舗装に関する陳情書（四国四県議会正副議長会議代表高知県議会議長岡林秀起）（第二五六号）
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
参考人出頭要求に関する件
河川法案（内閣提出第八号）
河川法施行法案（内閣提出第二四号）

首都高速道路公団法の一部を改正する法律案（内閣提出第二一号）

○丹羽委員長　これより会議を開きます。

去る二月十九日本委員会に付託になりました内閣提出の河川法案、及び去る一月二十九日本委員会に付託になりました内閣提出の河川法施行法案の両案を一括して議題といたします。

河川法案

河川法

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　河川の管理
第一節　通則（第九条―第十五条）
第二節　河川工事等（第十六条―第二十二条）
第三節　河川の使用及び河川に関する規制
第一款　通則（第二十三条―第三十七条）
第二款　水利調整（第三十八条―第四十三条）
第三款　ダムに関する特則（第四十四条―第五十一条）
第四款　緊急時の措置（第五十二条・第五十三条）
第四節　河川保全区域（第五十四条・第五十五条）
第五節　河川予定地（第五十六条―第五十八条）
第三章　河川に関する費用（第五十九条―第七十四条）
第四章　監督（第七十五条―第七十九条）
第五章　河川審議会及び都道府県河川審議会（第八十条―第八十六条）
第六章　雑則（第八十七条―第百一条）
第七章　罰則（第百二条―第百九条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

（河川管理の原則）

第二条　河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるように適正に行なわれなければならない。

（河川及び河川管理施設）

第三条　この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。

2　この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を河川管理施設とすることについて河川管理者が権原に基づき当該施設を管理する者の同意を得たものに限る。

（一級河川）

第四条　この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で政令で指定したものをいう。

2　建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　前項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4　第一項の河川を指定する政令においては、水系ごとに、その名称及び区間を明らかにしなければならない。

（二級河川）

第五条　この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものをいう。

2　都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事に協議しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5　前項の規定により関係市町村長が意見を述べようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

6　二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定の手続に準じて行なわれなければならない。

7　二級河川について、前条第一項の一級河川の指定があつたときは、当該二級河川についての第一項の指定は、その効力を失う。

（河川区域）

第六条　この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

一　河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域

二　河川管理施設の敷地である土地の区域

三　堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地を含む。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2　河川管理者は、前項第三号の区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

3　河川管理者は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域又は漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は農林大臣に協議しなければならない。

（河川管理者）

第七条　この法律において「河川管理者」とは、第九条第一項又は第十条の規定により河川を管理する者をいう。

（河川工事）

第八条　この法律において「河川工事」とは、河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事をいう。

第二章　河川の管理

第一節　通則

（一級河川の管理）

第九条　一級河川の管理は、建設大臣が行なう。

2　建設大臣は、その指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川については、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事に、政令で定める

ところにより、その管理の一部を行なわせるものとする。

3　建設大臣は、指定区間を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4　建設大臣は、指定区間を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（二級河川の管理）

第十条　二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

（境界に係る二級河川の管理の特例）

第十一条　二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分については、関係都府県知事は、協議して別に管理の方法を定めることができる。

2　前項の規定による協議が成立した場合においては、関係都府県知事は、建設省令で定めるところにより、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3　第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるところにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

（河川の台帳）

第十二条　河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3　河川の台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、政令で定める。

4　河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

（河川管理施設等の構造の基準）

第十三条　河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物は、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重を考慮した安全な構造のものでなければならない。

2　河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

（河川管理施設の操作規則）

第十四条　河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、操作規則を定めなければならない。

2　河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長の意見をきかなければならない。

（他の河川管理者に対する協議）

第十五条　二級河川について、河川管理者が、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは変更しようとする場合又は河川工事を施行し、若しくは第二十三条から第二十九条までの規定による処分（当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。）をしようとする場合において、当該操作規則に基づく操作又は当該河川工事若しくは当該処分に係る工事その他の行為が他の河川管理者の管理する河川に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、河川管理者は、あらかじめ、当該他の河川管理者に協議しなければならない。

第二節　河川工事等

（工事実施基本計画）

第十六条　河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項（以下「工事実施基本計画」という。）を定めておかなければならない。

2　工事実施基本計画は、水害発生の状況並びに水資源の利用の現況及び開発を考慮し、かつ、国土総合開発計画との調整を図つて、政令で定める準則に従い、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。

3　建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

（兼用工作物の工事等の協議）

第十七条　河川管理施設と河川管理施設以外の施設又は工作物（以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、河川管理者及び他の工作物の管理者は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2　河川管理者は、前項の規定による協議に基づき、他の工作物の管理者が河川管理施設の工事、維持又は操作を行なう場合においては、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（工事原因者の工事の施行）

第十八条　河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に施行させることもできる。

（附帯工事の施行）

第十九条　河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

（河川管理者以外の者の施行する工事等）

第二十条　河川管理者以外の者は、第十一条、第十七条第一項及び第十八条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。

（工事の施行に伴う損失の補償）

第二十一条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三条第一項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者（当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。）は、これらの工事をすることを必要とする者（以下この条において「損失を受けた者」という。）の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

2　前項の規定による損失の補償は、河川工事の完了の日から一年を経過した後においては、請求することができない。

3　第一項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を

受けた者とが協議しなければならない。

4　前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（洪水時等における緊急措置）

第二十二条　洪水、高潮等による危険が切迫した場合において、水災を防御し、又はこれによる被害を軽減する措置をとるため緊急の必要があるときは、河川管理者は、その現場において、必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2　河川管理者は、前項に規定する措置をとるため緊急の必要があるときは、その附近に居住する者又はその現場にある者を当該業務に従事させることができる。

3　河川管理者は、第一項の規定による収用、使用又は処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

4　前項の規定による損失の補償については、河川管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

5　前項の規定による協議が成立しない場合においては、河川管理者は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

6　第二項の規定により業務に従事した者が当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは廃疾となつたときは、河川管理者は、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

第三節　河川の使用及び河川に関する規制

第一款　通則

（流水の占用の許可）

第二十三条　河川の流水を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土地の占用の許可）

第二十四条　河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（土石等の採取の許可）

第二十五条　河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条　河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

（土地の掘さく等の許可）

第二十七条　河川区域内の土地において土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2　河川管理者は、河川区域内の土地における土地の掘さく、盛土又は切土により河川管理施設又は前条の許可を受けて設置された工作物が損傷し、河川管理上著しい支障が生ずると認められる場合においては、当該河川管理施設又は当該工作物の存する敷地を含む一定の河川区域内の土地については、前項の許可をし、又は第九十五条の規定による協議に応じてはならない。

3　河川管理者は、前項の区域については、建設省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。

（竹木の流送等の禁止、制限又は許可）

第二十八条　河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の規則で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条　第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2　二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の規則で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

（許可工作物の使用制限）

第三十条　第二十六条の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。

（原状回復命令等）

第三十一条　第二十六条の許可を受けて工作物を設置している者は、当該工作物の用途を廃止したときは、すみやかに、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

2　河川管理者は、前項の届出があつた場合において、河川管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る工作物を除却し、河川を原状に回復し、その他河川管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができる。

2　流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3　流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4　建設大臣は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、すみやかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存す

る都道府県を統轄する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

（許可に基づく地位の承継）

第三十三条　相続人、合併により設立される法人その他の第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般承継人は、被承継人が有していたこれらの規定による許可に基づく地位を承継する。

2　第二十六条又は第二十七条の許可を受けた者からその許可に係る工作物、土地若しくは竹木又は当該許可に係る工作物の新築等若しくは竹木の栽植等をすべき土地（以下この項において「許可に係る工作物等」という。）を譲り受けた者は、当該許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。当該許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る工作物等を使用する権利を取得した者についても、当該工作物等の使用に関しては、同様とする。

3　前二項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、河川管理者にその旨を届け出なければならない。

（権利の譲渡）

第三十四条　第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。

2　前項に規定する許可に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可に基づく地位を承継する。

（関係行政機関の長との協議）

第三十五条　建設大臣は、水利使用（流水の占用又は第二十六条に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）に関し、第二十三条、第二十四条若しくは第二十六条の許可又は前条第一項の承認の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、その処分が政令で定める流水の占用に係るものである場合を除き、関係行政機関の長に協議しなければならない。これらの規定による許可に関し第七十五条の規定による処分をしようとするときも、同様とする。

2　都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、第二十三条又は第二十六条の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3　建設大臣は、第二十七条第一項の許可をしようとする場合において、当該許可が政令で定める行為に係るものであるときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

（河川管理者の工作物に関する工事の施行）

第三十七条　河川管理者は、第二十六条の許可を受けた者の委託があつた場合においては、同条の許可に係る工作物に関する工事をみずから行なうことができる。

第二款　水利調整

（水利使用の申請があつた場合の通知）

第三十八条　河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、建設省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他建設省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行なうことについて同意をした者については、この限りでない。

（関係河川使用者の意見の申出）

第三十九条　前条の通知があつたときは、関係河川使用者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者に対し、当該水利使用によりその者が受ける損失を明らかにして、当該水利使用について意見を申し出ることができる。

（申出をした関係河川使用者がある場合の水利使用の許可の要件）

第四十条　河川管理者は、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合において、前条の申出をした関係河川使用者で当該申請に係る水利使用により損失を受けるものがあるときは、当該水利使用を行なうことについて当該関係河川使用者のすべての同意がある場合を除き、次の各号の一に該当する場合でなければ、その許可をしてはならない。

一　当該水利使用に係る事業が関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業に比し公益性が著しく大きい場合

二　損失を防止するために必要な施設（以下「損失防止施設」という。）を設置すれば関係河川使用者の当該河川の使用に係る事業の実施に支障がないと認められる場合

2　建設大臣は、前項第一号に該当するものとして水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、河川審議会の意見をきかなければならない。

（水利使用の許可に係る損失の補償）

第四十一条　水利使用に関する第二十三条又は第二十六条の許可により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

（損失の補償の協議等）

第四十二条　前条の規定による損失の補償で関係河川使用者に係るものについては、水利使用の許可を受けた者と関係河川使用者とが協議しなければならない。

2　前項の規定による協議が成立しない場合においては、当事者は、政令で定めるところにより、河川管理者の裁定を求めることができる。

3　河川管理者は、前項の裁定をする場合において、損失の補償として、損失防止施設を設置すべき旨の関係河川使用者の要求があり、かつ、水利使用の許可を受けた者の意見をきいてその要求を相当と認めるときは、損失防止施設の機能、規模、構造、設置場所等を定めて、当該水利使用の許可を受けた者が損失防止施設を設置すべき旨の裁定をすることができる。

4　河川管理者は、第二項の裁定をしようとする場合においては、あらかじめ、関係河川使用者が当該河川の使用を行なう土地の所在する都道府県の収用委員会の意見をきかなければならない。

5　第二項の裁定に不服がある者は、その裁定があつた日から起算して六十日以内に、訴えをもつてその変更を請求することができる。

6　前項の訴えにおいては、当事者の他の一方を被告としなければならない。

7　第五項の規定による訴えの提起は、水利使用及び当該水利使用に係る事業の実施を妨げない。

（流水の貯留又は取水の制限）

第四十三条　水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした関係河川使用者に係る前条第一項の協議又は同条第二項の裁定に係る損失を補償した後（損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後）でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第三十九条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。

2　前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一　補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二　水利使用の許可を受けた者が過失がなくて補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三　水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

四　水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

3　前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自己の見積金額を払い渡し、裁定による補償金額との差額を供託しなければならない。

4　第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5　水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6　水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、供託物受入の記載ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

第三款　ダムに関する特則

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条　ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2　前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

（水位、流量等の観測）

第四十五条　ダムで政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの操作が当該河川の管理上適正に行なわれることを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を設け、水位、流量及び雨雪量を観測しなければならない。

（ダムの操作状況の通報等）

第四十六条　前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

2　前条のダムの設置者は、政令で定める基準に従い、前項の通報がすみやかに、かつ、的確に行なわれるために必要な通報施設を設けておかなければならない。

（ダムの操作規程）

第四十七条　ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

3　ダムの操作は、第一項の承認を受けた操作規程に従つて行なわれなければならない。

4　河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ずることができる。

（危害防止のための措置）

第四十八条　ダムを設置する者は、ダムを操作することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

（記録の作成等）

第四十九条　ダムを設置する者は、建設省令で定めるところにより、洪水時におけるダムの操作に関する記録を作成し、これを保管するとともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なく、これを河川管理者に提出しなければならない。

（管理主任技術者の設置）

第五十条　ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を置かなければならない。

2　ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、建設省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならない。

（兼用工作物であるダムについての特例）

第五十一条　ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設について、第十七条第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

第四款　緊急時の措置

（洪水調節のための指示）

第五十二条　河川管理者は、洪水に

よる災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

（渇水時における水利使用の調整）

第五十三条　異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となつた場合においては、水利使用の許可を受けた者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行なうように努めなければならない。

2　前項の協議を行なうに当たつては、当事者は、相互に他の水利使用を尊重しなければならない。

3　河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、当事者から申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行なわなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、水利使用の調整に関して必要なあつせん又は調停を行なうことができる。

第四節　河川保全区域

（河川保全区域）

第五十四条　河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる。

2　建設大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3　河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合においては、五十メートルをこえて指定することができる。

4　河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川保全区域における行為の制限）

第五十五条　河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二　工作物の新築又は改築

2　第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から貸貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節　河川予定地

（河川予定地）

第五十六条　河川管理者は、河川工事を施行するため必要があると認めるときは、河川工事の施行により新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2　河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3　河川管理者は、河川予定地を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（河川予定地における行為の制限）

第五十七条　河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一　土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二　工作物の新築又は改築

2　河川管理者は、前項の規定による制限により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3　第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併により設立される法人その他の第一項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物の新築等をすべき土地（以下この項において「許可に係る土地等」という。）を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から貸貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について、準用する。

（河川管理者が権原を取得した河川予定地）

第五十八条　河川管理者が河川予定地内の土地について権原を取得した後においては、当該土地の区域が河川区域となる前においても、この法律の適用については、その土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

第三章　河川に関する費用

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条　河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条　都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用（指定区間内における管理で第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされたものに係る費用を除く。）については、政令で定めるところにより、その二分の一（改良工事に要する費用については、その三分の一）を負担する。

2　第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、当該費用のうち改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、その三分の二を負担する。

（指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助）

第六十一条　国は、第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用について、その三分の一以内を補助することができる。

（二級河川の管理に要する費用の国の負担）

第六十二条　国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政

令で定めるところにより、二分の一をこえない範囲内でその一部を負担する。

（他の都府県の費用の負担）

第六十三条　建設大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、建設大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2　建設大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県知事の意見をきかなければならない。

3　都府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

4　都府県知事は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該利益を受ける都府県を統轄する都府県知事に協議しなければならない。

（負担金の納付又は支出）

第六十四条　建設大臣が行なう一級河川の管理に要する費用のうち、第六十条第一項の規定により都道府県が負担すべき費用又は前条第一項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

2　都道府県知事が行なう河川の管理に要する費用のうち、第六十条第二項後段若しくは第六十二条の規定により国が負担すべき費用又は前条第三項の規定により利益を受ける都府県が負担すべき費用は、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県に対して支出しなければならない。

（境界に係る二級河川の管理に要する費用の特例）

第六十五条　二級河川の二以上の都府県の境界に係る部分について第十一条第一項の規定による協議に基づき関係都府県知事が別に管理の方法を定めた場合においては、当該河川の管理に要する費用については、関係都府県知事は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

（兼用工作物の費用）

第六十六条　河川管理施設が他の工作物の効用を兼ねる場合においては、当該河川管理施設の管理に要する費用の負担については、河川管理者（第五十九条及び第六十条第二項前段の規定により当該費用を負担する者が、国であるときは、建設大臣、都道府県であるときは当該都道府県を統轄する都道府県知事とする。以下次条、第六十八条及び第七十条において同じ。）と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

（原因者負担金）

第六十七条　河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

（附帯工事に要する費用）

第六十八条　河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条の許可に附した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定による協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度において、第五十九条及び第六十条第二項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその全部又は一部を負担しなければならない。

2　河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたものである場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその原因となつた他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

（河川管理者以外の者が行なう工事等に要する費用）

第六十九条　第二十条の規定により河川管理者以外の者が行なう河川工事又は河川の維持を行なう者が負担しなければならない。

（受益者負担金）

第七十条　河川管理者は、河川工事により著しく利益を受ける者がある場合においては、その利益を受ける限度において、その者に、当該河川工事に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の場合において、負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあつては政令で、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県の条例で定める。

（負担金の通知及び納入手続等）

第七十一条　第六十七条、第六十八条第二項及び前条第一項の規定による負担金の額の通知及び納入手続その他負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

（負担金の帰属）

第七十二条　第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条第一項の規定に基づく負担金は、建設大臣が負担させるものにあつては国、都道府県知事が負担させるものにあつては当該都道府県の収入とする。

（義務の履行のために要する費用）

第七十三条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては建設大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

2　河川管理者は、前項の規定により督促をする場合においては、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3　河川管理者は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金等及び第五項の規定による延滞金を納付しない場合においては、当該負担金等が国の収入となる場合にあつては国税の、都道府県の収入となる場合にあつては地方税の滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4　前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5　河川管理者は、第一項の規定により督促をした場合においては、

（強制徴収）

第七十四条　この法律、この法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分により納付すべき負担金又は流水占用料等（以下これらを「負担金等」という。）をその納期限までに納付しない者がある場合においては、河川管理者（当該負担金等が、国の収入となる場合にあつては建設大臣、都道府県の収入となる場合にあつては当該都道府県知事とする。以下この条において同じ。）は、期限を指定して、その納付を督促しなければならない。

政令で定めるところにより、同項の負担金等の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第四章　監督

（河川管理者の監督処分）

第七十五条　河川管理者は、次の各号の一に該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一　この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物等を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物等を使用する権利を取得した者

二　この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認に附した条件に違反している者

三　詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規定による許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

2　河川管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認を受けた者

一　許可又は承認に係る工事その他の行為につき、又はこれらに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。

二　許可又は承認に係る工事その他の行為又はこれらに係る事業の全部又は一部の廃止があつたとき。

三　洪水、高潮その他の天然現象により河川の状況が変化したことにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

四　河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五　前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

（監督処分に伴う損失の補償等）

第七十六条　河川管理者は、前条第二項第四号又は第五号に該当することにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分により損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。ただし、水利使用に関し第二十三条又は第二十六条の許可を受けた者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2　第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3　河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

（河川監理員）

第七十七条　河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条、第三十一条第二項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の規定若しくは第二十八条若しくは第二十九条の規定に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者（第七十五条の規定による処分又は第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。）に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行なわせることができる。

2　河川監理員は、前項の規定による権限を行使する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　前項の規定による証明書の様式その他必要な事項は、建設省令で定める。

（許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査）

第七十八条　建設大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必要がある場合においては、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定により許可若しくは承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又はこの法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

（建設大臣の認可）

第七十九条　都道府県知事は、第九条第二項の規定により行なうものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行なおうとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

2　都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならない。

一　工事実施基本計画を定めようとする場合

二　河川工事で政令で定めるものを行なおうとする場合

三　政令で定める水利使用に関し、第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十九条若しくは第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分に係る第七十五条の処分をしようとする場合

第五章　河川審議会及び都道府県河川審議会

（河川審議会の設置及び所掌事務）

第八十条　建設省に、河川審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、建設大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する事項について関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第八十一条　審議会は、委員三十人以内で組織する。

2　委員は、河川に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、建設大臣が任命する。

3　学識経験を有する者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

4　委員は、非常勤とする。

（会長）

第八十二条　審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2　会長は、会務を総理する。

3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第八十三条　特定の河川に関する事項を調査審議するため必要がある場合においては、審議会に特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、当該事項に関し学識経験を有する者並びに当該河川に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、建設大臣が任命する。

3　特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　特別委員は、非常勤とする。

（部会）

第八十四条　審議会に水利調整部会その他必要な部会を置く。

2　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

4　審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（政令への委任）

第八十五条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（都道府県河川審議会）

第八十六条　都道府県知事の諮問に応じて、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に条例で、都道府県河川審議会を置くことができる。

2　都道府県河川審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第六章　雑則

（経過措置）

第八十七条　一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域又は河川予定地の指定の際現に権原に基づき、この法律の規定により許可を要する行為を行なつている者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置している者は、従前と同様の条件により、当該行為又は工作物の設置についてこの法律の規定による許可を受けたものとみなす。第二十五条、第二十七条第一項、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の政令又はこれを改廃する政令の施行の際現に権原に基づき、当該政令の施行に伴い新たに許可を要することとなる行為を行ない、又は工作物を設置している者についても、同様とする。

（許可を受けたものとみなされる者の届出）

第八十八条　前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

（調査、工事等のための立入り等）

第八十九条　建設大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、一級河川、二級河川、河川区域、河川保全区域若しくは河川予定地の指定のための調査又は河川工事、河川の維持その他河川の管理を行なうためやむを得ない必要がある場合においては、他人の占有する土地に立入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合においては、この限りでない。

3　第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4　日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5　第一項の規定により土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6　第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合においては、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならない。

7　土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8　建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9　第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

（許可等の条件）

第九十条　河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認には、必要な条件を附することができる。

2　前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（廃川敷地等の管理）

第九十一条　河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、従前の河川区域内の土地又は当該区域内の河川管理施設であつて河川管理施設として管理する必要がなくなつたもの（国有であるものに限る。以下「廃川敷地等」という。）は、従前当該河川を管理していた者が一年をこえない範囲内において政令で定める期間、管理しなければならない。

2　廃川敷地等は、土地収用法第百六条の規定の適用については、前項の期間内においては、廃川敷地等とならないものとみなす。

（廃川敷地等の交換）

第九十二条　前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、同項の期間内において、政令で定めるところにより、当該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

（二級河川に係る廃川敷地等の譲与）

第九十三条　建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定による交換が行なわれなかつたものについては、大蔵大臣と協議の上、国有財産として存置する必要があるものを除き、第九十一条第一項の期間満了後、その区域内に当該廃川敷地等が存する都道府県にこれを譲与することができる。

2　前項の場合において、土地収用法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた都道府県とする。

（廃川敷地等に関する費用等）

第九十四条　第九十一条第一項の期間内における廃川敷地等の管理又は第九十二条の規定による廃川敷地等の交換に要する費用は、廃川敷地等となる前の当該河川が一級河川（指定区間内を除く。）であるときは国、二級河川又は指定区間

内の一級河川であるときは当該河川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者の収入とする。

（河川の使用等に関する国の特例）

第九十五条　国が行なう事業についての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第五十七条第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

（道の特例）

第九十六条　道の区域内の河川については、この法律の規定にかかわらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることができる。

（不服申立て）

第九十七条　第二十二条第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2　第十七条第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは国の機関又は都道府県若しくは都道府県知事であるときは建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

3　次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一　第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二　前号に規定する処分に関する第七十五条の規定による処分

4　行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

（権限の委任）

第九十八条　この法律に規定する河川管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（地方公共団体への委託）

第九十九条　河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

（この法律の規定を準用する河川）

第百条　第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る河川で市町村長が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定（政令で定める規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「建設大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2　前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

（政令への委任）

第百一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第七章　罰則

第百二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者

二　第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

三　第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

第百三条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三十条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者

二　第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者

第百四条　第五十五条第一項の規定の違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百五条　次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条第一項の規定による指示に従わなかつた者

二　第四十七条第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三　第四十七条第三項の規定に違反して、ダムを操作した者

四　詐欺その他不正な手段により、第二十三条、第二十六条、第二十七条第一項又は第五十五条第一項の許可を受けた者

五　詐欺その他不正な手段により、第三十条第一項の規定による検査に合格して、工作物を使用した者

第百六条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四十九条の規定に違反して、記録を作成せず、又は記録の提出を拒み、若しくは虚偽の記録を提出した者

二　第五十条第一項に規定する管理主任技術者を置かないで、ダムを流水の貯留又は取水の用に供した者

三　第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地において、第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は除却をした者

四　前号に規定する河川予定地内の土地において、第二十七条第一項の規定に違反して、土地の掘さく、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、又は竹木の栽植若しくは伐採をした者

五　第三号に規定する河川予定地内の土地において新築し、又は改築した工作物を、第三十条第一項の規定に違反して、使用した者

六　第七十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

第百七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第百八条　第三十三条第三項（第五十五条第二項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

第百九条　第二十八条又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令又は都道府県の規則には、必要な罰則を設けることができる。

2　前項の罰則は、政令にあつては六月以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料、都道府県の規則にあつては三月以下の懲役、三万円以下の罰金、拘留又は科料とする。

附　則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は、公布の日から施行する。

理　由

社会経済の進展に即応して、国土の保安を確保し、かつ、水の高度利用を図るため、水系を一貫した河川の管理体系を確立し、水利調整その他水利使用に関する制度を整備し、洪水時に対処する防災上の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

河川法施行法案

河川法施行法

目次

第一章　経過措置（第一条―第二十三条）
第二章　関係法律の一部改正（第二十四条―第五十六条）
附則
第一章　経過措置
（旧法の廃止）
第一条　河川法（明治二十九年法律第七十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。
（河川指定の経過措置）
第二条　河川法（昭和三十九年法律第　号。以下「新法」という。）の施行の際現に存する旧法第一条の河川、同法第四条第一項の支川若しくは派川又は同法第五条の規定により同法が準用される河川、水流若しくは水面は、一級河川に指定されるものを除き、二級河川となる。
（河川区域の経過措置）
第三条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川の区域のうち、新法第六条第一項第一号又は第二号の区域でない区域については、政令で定める日までの間は、当該期間内に廃川敷地等（新法第九十一条第一項に規定する廃川敷地等をいう。以下同じ。）となつたものの区域を除き、新法の規定による河川区域とみなす。
（旧法による河川敷地等の帰属）
第四条　新法の施行の際現に存する旧法第一条の河川若しくは同法第四条第一項の支川若しくは派川の敷地又は同条第二項の附属物若しくはその敷地（以下「旧法による河川敷地等」という。）で、同法第三条の規定により私権の目的となることを得ないものとされているものは、国に帰属する。
（一級河川の改良工事に要する費用の特則）
第五条　昭和四十五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事に要する費用についての新法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「三分の一」とあるのは「四分の一」と、同条第二項後段中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。昭和四十四年度以前の年度の予算に係る一級河川の改良工事で、その工事又はその工事に係る負担金に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されたものに要する費用についても、同様とする。
（旧法による直轄の管理又は維持修繕等の経過措置）
第六条　新法の施行の際建設大臣が旧法第六条第一項ただし書（河川法準用令（明治三十二年勅令第四百四号）において準用する場合を含む。）の規定により管理し、又は維持修繕を行なつている河川がある場合においては、当該河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十四年度までの間（昭和四十四年度以前の年度の予算に係る工事で当該工事に係る経費の金額が翌年度以降に繰り越されるものについては、その繰り越された年度までの間）は、新法第十条の規定にかかわらず、建設大臣が当該河川を管理し、又はその維持修繕を行なうことができるものとし、その管理又は維持修繕に係る費用の負担については、旧法第二十七条、第二十八条及び第六十七条の規定並びに北海道指定河川特例（昭和九年勅令第三百八号）及び河川法第四条第二項の規定に基く共同施設に関する省令（昭和二十九年建設省令第十一号）の規定は、なおその効力を有する。
2　建設大臣は、前項の規定により河川を管理し、又はその維持修繕を行なう場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。
（北海道の指定河川についての河川から生ずる収入の帰属の特則）
第八条　前二条の規定によりなおその効力を有するものとされる北海道指定河川特例第二条の規定により国が河川に関する費用を負担する場合における河川から生ずる収入の帰属については、同令第三条の規定は、なおその効力を有する。
（新法の施行前と事業費の決定があつた災害復旧事業の経過措置）
第九条　新法の施行前に公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定による主務大臣の事業費の決定があつた災害復旧事業に係る河川工事（主務大臣の施行に係るものを除く。）については、当該河川が一級河川となつた場合においても、当該工事が完了するまでの間は、新法第九条の規定にかかわらず、都道府県知事がその工事を行なうことができるものとする。
2　都道府県知事は、前項の規定により河川工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、河川管理者に代わつてその権限を行なうものとする。
（旧法による下級行政庁の工事等の経過措置）
第十条　新法の施行の際現に旧法第九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により下級行政庁が施行中の河川に関する工事がある場合においては、当該下級行政庁は、新法第九条又は第十条の規定にかかわらず、当該工事を行なうものとする。
2　前項の工事に要する費用については、旧法第二十九条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「地方行政庁」とあるのは、「河川管理者」とする。

（経費の金額が繰り越された工事に要する費用についての国及び都道府県の負担割合の経過措置）

第十一条　第六条及び第七条に規定するもののほか、昭和三十九年度以前の年度の予算に係る河川に関する工事でその工事又はその工事に係る負担金若しくは補助金に係る経費の金額が昭和四十年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国及び都道府県の負担割合は、なお従前の例による。

（操作規程の経過措置）

第十二条　新法の施行の際現に河川堰堤規則（昭和十年内務省令第三十六号）第十三条の規定により都道府県知事に届け出ている堰堤操作に関する規程は、新法第四十七条第一項の規定による河川管理者の承認を受けて定めた操作規程とみなす。

（河川保全区域の経過措置）

第十三条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川附近の土地の区域は、新法の規定による河川区域となるものを除き、新法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定があつたものとみなす。

（河川予定地の経過措置）

第十四条　新法の施行の際現に存する旧法の規定による河川となるべき区域内の土地は、新法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定があつたものとみなす。

（旧法による負担金等の経過措置）

第十五条　新法の施行前に旧法の規定によりした河川に関する工事又は維持に係る旧法第二十九条から第三十四条まで（河川法準用令においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担金又は旧法第三十七条（河川法準用令において準用する場合を含む。）の規定による賦課金の徴収及び帰属については、なお従前の例による。

（旧法による処分に係る損失の補償に関する経過措置）

第十六条　新法の施行前に旧法第二十三条第一項、第三十八条若しくは第三十九条第一項若しくは第二項（河川法準用令においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定又は河川予定地制限令（明治三十年勅令第三百七十七号）若しくは河川附近地制限令（明治三十三年勅令第三百号）の規定によりした処分に係る損失の補償に関しては、なお従前の例による。

（旧法により公用を廃止した河川敷地等の処分の経過措置）

第十七条　新法の施行前に旧法の規定により公用を廃止した旧法による河川敷地等の処分に関しては、なお従前の例による。

（廃川敷地等の処分の特則）

第十八条　第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等で廃川敷地等となつたものについては、旧法第四十四条ただし書の規定は、なおその効力を有する。

（河川敷地等の占用の特則）

第十九条　第四条の規定により国に帰属した旧法による河川敷地等の占用に関しては、河川法施行規程（明治二十九年勅令第二百三十六号）第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」又は「都道府県」とあるのは、一級河川については、「建設大臣」又は「国」とする。

（処分、手続等の経過措置）

第二十条　第三条及び第十二条から第十六条までに規定する場合を除くほか、新法の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分（河川法施行規程第十一条第一項の規定により、旧法又はこれに基づく命令の規定による許可を受けたものとみなされるものを含む。）、手続その他の行為は、新法の適用については、新法中これらの規定に相当する規定がある場合においては、新法の規定によつてしたものとみなす。ただし、旧法の規定による許可に附した条件で新法第九十条第二項の規定に違反するものは、違反する限度において効力を失うものとする。

2　新法第八十八条の規定は、前項の規定により新法第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものについて準用する。

（罰則の経過措置）

第二十一条　新法の施行前にした旧法又はこれに基づく命令の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（新法の施行のため必要な準備行為）

第二十二条　新法を施行するため必要な一級河川、一級河川の指定区間又は二級河川の指定その他の準備行為は、新法の施行前においても行なうことができる。

（政令への委任）

第二十三条　この法律に定めるものを除くほか、新法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第二章　関係法律の一部改正

（砂防法の一部改正）

第二十四条　砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条ただし書中「第三十二条第二項」を「第六十八条」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第二十五条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表中河川審議会の項を次のように改める。

河川審議会	建設大臣の諮問に応じて河川に関する重要事項を調査審議し、又は当該事項について関係行政機関に対して意見を述べ、その他河川法（昭和三十九年法律第　号）に基づく権限を行なうこと。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第二十六条　特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）」に改める。

第二条第一項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第三条中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第八条中「第二十七条ただし書」を「第六十条第一項」に改め、「その額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに」を削る。

第十四条中「公示するとともに、その多目的ダムを河川の附属物として認定するものとする」を「公示するものとする」に改める。

第十七条中「第十四条の規定による河川の附属物としての認定を」を「多目的ダムの建設を完了」に改める。

第二十四条及び第二十五条中「第十八条」を「第二十三条」に改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条　削除

第三十一条第三項中「協議するとともに、」の下に「関係都道府県知事及び」を加える。

第三十二条中「あらかじめ」の下に、「関係都道府県知事」を加える。

第三十三条を次のように改める。

（管理費用の負担）

第三十三条　ダム使用権者（流水占用権を有しない者を除く。）は、政令で定めるところにより、多目的ダムの維持、修繕そ

の他の管理に要する費用の一部を負担しなければならない。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十六条第一項中「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改める。

（特定多目的ダム法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条　この法律の施行の際前条の規定による改正前の特定多目的ダム法の規定の適用を受けている多目的ダムは、同条の規定による改正後の特定多目的ダム法第二条に規定する多目的ダムとみなす。

2　前項に規定する多目的ダムで第七条の規定により建設大臣が工事を施行するものについての前条の規定による改正後の特定多目的ダム法第八条の規定の適用については、同条中「第六十条第一項」とあるのは、「河川法施行法第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七条ただし書」とする。

3　第一項に規定する多目的ダムの存する河川が二級河川となつた場合においても、昭和四十五年三月三十一日までの間は、基本計画の作成の公示があつた後は、河川法第十条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる処分は、建設大臣が行なう。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一　多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な流水若しくは河川区域内の土地の占用又は工作物の新築、改築若しくは除却に関する河川法第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条又は第三十四条の規定による許可又は承認

二　前号の許可又は承認（基本計画の作成の公示前にされた許可又は承認を含む。）を受けた者に対する河川法第七十五条の規定による処分

三　前号の処分のほか、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるため必要な河川法第七十五条の規定による処分

4　建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

5　第三項の規定により建設大臣の行なう処分及び当該処分に係るダムその他の工作物に関しては、昭和四十五年三月三十一日までの間は、河川法第三十条、第三十三条第三項、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定中「河川管理者」とあるのは、「建設大臣」とする。

（治山治水緊急措置法の一部改正）

第二十八条　治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川（同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川を含む。）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第三条第一項に規定する河川」に改める。

（治水特別会計法の一部改正）

第二十九条　治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二十七条ただし書若しくは第三十三条」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第六十条第一項若しくは第六十三条第一項」に、「第三十三条第一項」を「第三十三条」に改め、同項第四号中「第三十条から第三十二条まで」を「第六十六条から第六十八条まで若しくは第七十条第一項」に改める。

第五条第一項第二号中「第二十七条ただし書又は第三十三条」を「第六十条第一項又は第六十三条第一項」に改め、同項第三号中「第三十一条又は第三十二条」を「第六十七条又は第六十八条」に改める。

（治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　第六条第一項又は第七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第二十七条ただし書の規定による負担金は、前条の規定による改正後の治水特別会計法第四条第一項又は第五条第一項の規定にかかわらず、治水勘定又は特定多目的ダム建設工事勘定の歳入とする。

（水資源開発公団法の一部改正）

第三十一条　水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）にいう河川に関する工事」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）による河川工事」に改める。

第二十二条中「関係都道府県知事」の下に「及び当該施設の新築又は改築に要する費用について第二十条第二項の規定による同意をした者」を加え、同条に次の一項を加える。

2　主務大臣は、前項の認可をしようとする場合において、当該施設管理規程が河川法第四十四条に規定するダムに係るものであるときは、あらかじめ、河川管理者に協議しなければならない。

第二十三条第一項を次のように改める。

第五十五条第二号に規定する施設（以下「特定施設」という。）は、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設とし、公団は、同法第九条（一級河川の管理）及び第十条（二級河川の管理）の規定にかかわらず、河川管理施設である特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なうことができる。

第二十三条中第二項から第六項までを削り、同条第七項中「その行なう特定施設の新築及び改築並びに第二項の規定により河川の附属物として認定された特定施設の管理に関しては」を「前項の規定により特定施設の新築若しくは改築を行ない、又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理を行なう場合においては」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改め、同項を同条第二項とし、同条第八項中「公団が」を「公団は、」に改め、「、並びに建設大臣が第二項の規定により特定施設を河川の附属物として認定したときは、公団又は建設大臣」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　河川法第四十七条（ダムの操作規程）の規定は、公団が設置するダムについては、適用しない。

第二十五条中「あらかじめ」の下に「、関係都道府県知事」を加える。

第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十七条の二　二級河川における特定施設の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に要する費用のうち、洪水調節に係る費用その他政令で定める費用の負担については、前二条の規定にかかわらず、別に政令で定めるものとする。

第五十三条第一号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（不動産登記法の一部改正）

第三十二条　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十一条に次の一項を加える。

河川法（昭和三十九年法律第　号）ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノ土地ノ一部ガ滅失シタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク地積ノ変更ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第八十一条ノ八に次の一項を加える。

河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノ土地ガ滅失シタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク滅失ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

第九十条　土地又ハ其一部ガ河川法ノ適用又ハ準用セラルル河川ノ河川区域内ノモノトナリタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク其旨ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ嘱託アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ河川区域内ノ土地ナル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

土地又ハ其ノ一部ガ河川区域内ノ土地ニ非ザルモノトナリタルトキハ河川管理者ハ遅滞ナク第一項ノ登記ノ抹消ヲ嘱託スルコトヲ要ス

土地ノ一部ニ付キ第一項又ハ前項ノ登記ノ嘱託ヲ為スベキトキハ河川管理者ハ分筆ノ登記ヲ嘱託スルコトヲ得

第四十六条ノ二及ビ第六十条ノ二ノ規定ハ前項ノ分筆ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百五十九条ノ二中「第八十一条ノ八」を「第八十一条ノ八第一項」に改める。

（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　不動産登記法の一部を改正する等の法律（昭和三十五年法律第十四号）附則第二条第二項の期日までの間の各登記所における土地に関する登記及び登録（同法による廃止前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）による登録をいう。）の手続に関し前条の規定による不動産登記法の改正に伴い必要な特則その他その改正に伴い必要な経過措置は、法務省令で定める。

（漁港法の一部改正）

第三十四条　漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改める。

（牧野法の一部改正）

第三十五条　牧野法（昭和二十五年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第十八条（同法第五条において準用する場合を含む。）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第二十四条（同法第百条において準用する場合を含む。）」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第三十六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第十四条に規定する河川台帳」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳」に改める。

（港湾法の一部改正）

第三十七条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に、「地方行政庁」を「河川管理者」に改める。

第五十八条第二項中「河川法第二条第一項の規定による河川の区域」を「河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

（採石法の一部改正）

第三十八条　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第五十四条若しくは第五十六条（同法第百条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により指定された河川保全区域内の土地若しくは河川予定地」に改め、「関係都道府県知事」の下に「（当該河川保全区域若しくは河川予定地を管理する河川管理者が都道府県知事以外の者であるときは、その者）」を加える。

（土地調整委員会設置法の一部改正）

第三十九条　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　河川法（昭和三十九年法律第　号）第九十七条第三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は地すべり等防止法第五十条第一項」を「、地すべり等防止法第五十条第一項又は河川法第九十七条第三項」に改める。

第四十五条第一項中「地すべり等防止法」を「地すべり等防止法　河川法」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第四十条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第四十一条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条（適用河川）に規定する河川（同法第五条（準用河川）の規定により同法が準用される水流、水面又は河川を含む。以下「河川等」という。）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）」が適用され、若しくは準用される河川（以下「河川」という。）」に改める。

第十八条第一項中「河川等」を「河川」に改め、同条第三項中「又は地方行政庁」を「、都道府県知事又は市町村長」に、「河川等」を「河川」に、「第十七条から第十九条まで」を「第二十三条から第二十七条まで若しくは第二十九条」に改める。

（道路法の一部改正）

第四十二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に改める。

第二十一条第二項を削る。

第二十二条第二項中「河川法」の下に「（昭和三十九年法律第　号）」を加え、「河川に関する工事（以下「河川に関する工事」という。）」を「河川の河川工事（以下「河川工事」という。）」に、「第十一条

第二項」を「第十九条」に改める。

第二十三条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「河川法第十一条第一項及び砂防法（明治三十年法律第二十九号）第八条」を「同項」に改める。

第五十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項において」を「第二項において」に改め、同項を同条第四項とする。

第五十八条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第二項」を「第六十八条」に改める。

第五十九条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「河川法第三十二条第一項」を「同項」に改める。

第六十条中「第一項」を削る。

第九十七条中「第二十一条第一項」を「第二十一条」に改める。

（電源開発促進法の一部改正）

第四十三条　電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）」に改める。

（電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

第四十四条　電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定によりその例によるものとされる旧公益事業令第五十九条第一項中「河川法第十七条から第十九条までの規定による許可又は認可」とあるのは、「河川法第二十三条、第二十四条、第二十六条、第二十七条又は第二十九条の規定による許可」とする。

（公衆電気通信法の一部改正）

第四十五条　公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川並びに同法第五条の規定により同法の規定を準用する水流、水面及び河川（以下「河川等」という。）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）が適用され、又は準用される河川（以下「河川」という。）」に改め、同条第四項中「河川等の管理者」を「河川管理者」に、「その河川等に関する工事」を「河川工事」に改める。

第百三条中「河川等」を「河川」に改める。

（奄美群島振興特別措置法の一部改正）

第四十六条　奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表河川の項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川（以下これらを「河川」と総称する。）の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）第三条第一項に規定する河川の河川区域」に改める。

第十六条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事（河川法第三条第一項に規定する河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に、「第十一条第二項」を「第十九条」に改める。

第十七条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第十一条第一項」を「第十八条」に改める。

第三十一条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第二項」を「第六十八条」に改める。

第三十二条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第三十二条第一項」を「第六十七条」に改める。

（工業用水法の一部改正）

第五十条　工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）」に改める。

（高速自動車国道法の一部改正）

第五十二条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

（地すべり等防止法の一部改正）

第五十三条　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「河川河川法（明治二十九年法律第七十一号）第一条に規定する河川、同法第四条に規定する河川の支川若しくは派川又は同法第五条の規定によつて同法が準用される水流、水面若しくは河川をいう。以下同じ。）に関する工事」を「河川工事（河川法（昭和三十九年法律第　号）が適用され、又は準用される河川の河川工事をいう。以下同じ。）」に、「第十一条第二項」を「第十九条」に改める。

第十五条第二項中「河川に関する工事」を「河川工事」に、「第十一条第一項」を「第十八条」に改める。

第三十一条

（工業用水道事業法の一部改正）

第五十四条　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）が適用され、又は準用される河川」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）が適用される河川若しくはその河川」を「一級河川若しくは政令で定める二級河川若しくはそれらの河川」に改める。

（建築物用地下水の採取の規制に関する法律の一部改正）

第五十六条　建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「河川法（明治二十九年法律第七十一号）による河川の区域」を「河川法（昭和三十九年法律第　号）が適用され、又は準用される河川の河川区域」に改める。

附　則

この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

ただし、第二十二条及び第二十五条の規定は、公布の日から施行する。

理　由

河川法の施行に必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○丹羽委員長　まず、両案について提案理由の説明を聴取いたします。河野建設大臣。

○河野国務大臣　ただいま議題となりました河川法案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行河川法は、明治二十九年に制定され、その後、部分的改正は数回行なわれましたが、根本的な改正はなく今日に至っているのであります。しかるに、現行河川法制定後約七十年の歳月が経過し、当時の社会情勢、経済情勢並びに国情を背景として制定された現行河川法については、今日においては、種々の面において検討を加え、整備、改善をはからなければならない点が少なくないのであります。

まず第一に、現行憲法の制定に伴い、国の行政及び地方制度に大幅な変革が加えられましたが、このために従来の制度を前提とした河川の管理制度について、また、国民の権利義務に関連する河川管理方式の近代化について法制上検討を加え、整備をはかる必要が生じてまいりました。

第二に、各水系における沿岸流域の開発に伴い、かつ、最近の災害発生の状況にかんがみ、水系を一貫した全体計画に基づいて、財政負担の面も十分考慮しつつ、治水事業を計画的に実施する緊要性が一段と強くなってまいりました。また、近時における産業の発展と人口の増加に伴い、各種用水の需要が著しく増大しておりますが、これらの需要を満たすためには、各水系について広域的な見地に立ち、合理的な水の利用を確保する制度を確立し、水資源の総合的な利用と開発をはかることが現下の急務として要請されているのであります。そこで、国土の保全と開発に寄与するため、河川を水系ごとに一貫して総合的に管理する制度を樹立することが必要となってまいったのであります。

第三に、各河川には、治水利水の両面の要請から、また近時における科学技術の発達に伴い、大規模なダムその他の施設が数多く建設されてきておりますが、現行法においては、これらの施設の設置または管理に関する規定が必ずしも十分ではなく、その設置または管理の万全を期するため、所要の規定を整備する必要があるのであります。

以上の諸要請にこたえ、現在の国情に最もよく適合した新しい河川管理制度を樹立することは、現下の急務でありますので、ここに現行河川法を全面的に改正することといたしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由でありますが、次にその要旨について御説明申し上げます。

第一に、河川管理の適正を期するため、河川管理制度について現行制度を次のように改めることといたしました。

まず、従来の適用河川、準用河川の制度を廃止して、河川を水系別に一級河川及び二級河川に区分し、一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事がそれぞれ管理することとし、河川管理の責任を明確にすることといたしました。

なお、一級河川の管理につきましては、建設大臣は、一定の区間を定め、都道府県知事にその管理の一部を行なわせることといたしております。

次に、河川の管理に要する費用につきましては、原則として一級河川は国、二級河川は都道府県が負担することとしております。このうち一級河川の改良工事に要する費用につきましては、建設大臣が施行する場合はもちろん、都道府県知事が委任を受けて施行する場合もすべて国がその三分の二、都道府県がその三分の一を負担することといたしました。これにより、従来同一の水系における工事であっても、建設大臣と都道府県知事が施行する場合には、国と都道府県の負担の割合が異なっていたため、必ずしもその治水効果が十分でなかった一級河川の工事が、一貫した計画のもとに施行することができることとなります。また、二級河川の改良工事につきましては、国がその二分の一以内を負担することといたしました。

以上のほか、流水占用料その他河川から生ずる収入の帰属及び都道府県知事が行なう河川管理行政に対する監督につきまして、必要な規定を設けました。

第二に、流水の占用、工作物の設置等につきましては、地元の意見を十分尊重して、河川が適正に、かつ、合理的に使用されるよう水利使用の調整及び慣行水利権につきまして規定を設けるとともに、河川管理者の許可を受けて設置する一定規模以上のダムにつきましては、防災上の見地から、その設置及び操作について必要な規定を設けました。

第三に、建設大臣の諮問に応じ、一級河川の指定その他河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、都道府県知事の諮問に応じ、二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に都道府県河川審議会を設置することができることといたしました。

その他、河川の区域、河川に関する調査、工事等のための土地への立ち入り、損失の補償等につきまして、所要の規定を整備いたしました。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

次に、ただいま議題となりました河川法施行法案の提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

本法案は、河川法の施行のため必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なおうとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、新法施行の際、現に存する旧法に基づく適用河川または準用河川は、一級河川に指定されるものを除いて、新たな指定を待たずに二級河川になることといたしました。

第二に、昭和四十五年三月三十一日までに施行される一級河川の改良工事

に要する費用については、国の負担率の引き上げを行ない、国が四分の三、都道府県が四分の一を負担することといたしました。

第三に、新法施行の際、建設大臣がみずから工事を施行し、または管理をしもしくは維持修繕を行なっている河川がある場合においては、その河川が二級河川となった場合においても、昭和四十四年度までの間は、それらを引き続き建設大臣において行なうことができることとするとともに、その費用負担等についても、旧法の制度によることといたしました。

第四に、新法の施行前に旧法またはこれに基づく命令の規定によってした処分等は、原則として新法の規定によってしたものとみなすこととといたしました。

以上のほか、河川法の施行のために必要な経過措置を整備いたしますとともに、建設省設置法の一部を改正して、河川審議会に関する規定を整備する等、河川法の施行のために必要な関係法律の整理を行なうことといたしました。

以上が河川法施行法案の提案の理由及びその要旨でありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○丹羽委員長　以上で両案の提案理由の説明は終わりました。

両案についての質疑は後日に譲ります。

○丹羽委員長　次に、首都高速道路公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際おはかりいたします。本案審査のため首都高速道路公団副理事長萩原辰郎君、理事藤本勝満露君、監事原田章君の三君を参考人として意見を聴取いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丹羽委員長　御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、参考人の諸君からは、質疑応答の形式で意見を聴取いたしたいと思いますので、御了承願います。

質疑を続行いたします。質疑の通告がありますので、これを許します。勝澤芳雄君。

○勝澤委員　それでは、行政管理庁が来るまでの間、少し監事制度の問題について質問いたしたいと思います。

公社、公団、公庫に対する監事のあり方というものは最近相当問題になりまして、行管からもこれについていろいろ意見が出されました、したがいまして、そのために、この監事という項に対する法改正が行なわれた、こう思うわけであります。今日まで、建設省として、監事の運営をどういうふうに行なわれてきたかという点について、まず最初に御質問いたします。

○鶴海政府委員　監事の運営につきましては、建設省所管のものにつきまして、首都高速道路公団も含めまして、執務に関する訓令を出しております。その訓令に従いまして、運営をいたしておるのであります。

○勝澤委員　その訓令の中で、監事はどういうふうにおきめになっておりますか。

○鶴海政府委員　訓令は二つの事項を規定いたしております。一つは、監事は、監査を行なった場合におきましては、その結果を公団の総裁に通知いたしますとともに、必要があると認めるときは、重要な事項につきまして、建設大臣に意見を提出するものとするということでございます。それから、監事は、建設大臣が監査の結果の報告を求めますときは、建設大臣にこれを報告するということになっております。それから、監事は、監査の対象機関等を特定いたしまして計画的に監査を行なう場合におきましては、あらかじめ監査計画をつくりまして、公団の理事長に通知いたしますとともに、建設大臣に報告するという訓令が出ております。

○勝澤委員　公団の監事の方にお尋ねいたしますが、いまの訓令に基づいて、監事として、重要な事項について、建設大臣に意見を提出したことがあったら、その具体的な内容について御説明願います。

○原田参考人　ただいままでは、正式に、理事長を通じまして大臣に意見を申し上げたことはございません。

○勝澤委員　いまの答弁は、この訓令とは違った答弁をなさっておったと思うのですけれども、この訓令は、重要な事項があったら、建設大臣に意見を提出せよとなっている。理事長を経由してということは何もないわけです。この点いかがでしょう。

○原田参考人　理事長を通じて建設大臣に意見を申し上げたほうがいいんじゃないかと思いますが、そういう事例もございませんということを申し上げました。

○勝澤委員　この公団の理事長と副理事長と監事というのは、直接大臣任命になっているわけです。それで、理事は理事長任命で大臣の許可を得る、こうなっているわけです。それほど監事の権限というものは上位に置いてあるわけですね。理事長と同位だとこうなっている。それをあなたは、いまのお話を聞きますと、理事長を経由しなければならぬということは、明らかに監事として理事長の下におってものを考えていると、こうお考えになっているようですが、その点どうです。

○原田参考人　直接大臣に意見を申し上げることができるわけでありますけれども、理事側のいろいろな意見も聴取しまして、監事として確信を持ちまして大臣に意見を申し上げるわけでございますから、事の運びとしましては、理事長を通じて大臣に申し上げたほうがいいんじゃないかというふうに私は考えます。

○勝澤委員　いま、大臣訓令では、監事は直接建設大臣に意見具申することができるわけです、あったかなかったかは別問題として……。そこの取り扱いの問題です。ですから、監事というものがしっかりしていないために、いろいろ、今日の国策会社といわれる公社、公団、公庫の中に問題が出ているわけです。監事は、まさに理事長なりあるいは総裁の諮問機関のごとく、言いなりほうだいになっていて、監事としての意見がはっきり出ていない。極端に言うと、監事の権限がなっていないという意見すらあるわけです。ですから、わざわざ監事というものの任命は、主務大臣が直接やっているわけでありますから、あなたが直接大臣に、重要事項については、意見具申をする権限があるのだということは、大臣訓令ではっきりしておりますから、それがあるということは御存じですか。

○原田参考人　存じております。

○勝澤委員　そこで、今度はこの法改正であります。法改正を見ますと、これは建設省にお尋ねしますと、いま建設省で行なっている大臣訓令では、監事は直接建設大臣に意見提出ができる、とこう訓令になっておるにかかわらず、この法律改正では、「理事長又は理事長を通じて」とこうなっている。これは明らかに大臣訓令以下に法が改悪された、こうなるのでありますが、その点の解説を願いたい。

○鶴海政府委員　訓令以下とか以上とかいう考え方もございましょうが、建設省所管の公団につきましては、ただいま私から申し上げましたような訓令が出ておったわけでありますが、公団はその他のものも多数ございまして、この公団等の監事の職務の執行につきまして、行政管理庁のほうで統一的に監事の職務運営の規定を設けたいというお話がございました。行政管理庁のほうで、建設省所管の公団のみならず、その他の公団につきましても、法律の改正のありました際にあわせて監事の職務執行の規定を設けるというふうにきめられましたので、それに従いまして、今回建設省関係では首都高速道路公団と住宅公団につきまして改正がございまして、そのほかよその省の所管の公庫等につきましても、改正がありました際にあわせて改正がはかられておるわけでございます。行政管理庁のほうで統一的に示された案文が、お手元の条文に載っておるような規定でございまして、その趣旨は、公団あるいは公庫等の組織の円滑な運営とい

う意味から、監事の意見の提出は、理事長あるいは総裁を通じまして、所管大臣に出すということに相なっておるものと考えます。

○勝澤委員　行管があとでまいりますけれども、行管の意見は、建設省の取り扱ってきた大臣訓令と同じような取り扱いになっておるわけです。ですから、行管の統一見解によってこうなったというのは、私はちょっとおかしいと思うんです。行管は、こういうふうに監事の権限を、監査結果によって、必要があると認めるときには主務大臣に意見を出せ、あるいはまた総裁に意見を出す、こうなっているわけです。だから監事そのものが直接大臣に出すべきだ、あるいは総裁に出せ、こうなっているわけです。この法律は、とにかく理事長を経由をして出せと、こうなっている。ですから、明らかにこれは行管の勧告、それからまた建設省の大臣訓令、これに相反した法改正が行なわれる、こういうことにならざるを得ないんじゃありませんか。その点いかがですか。

○鶴海政府委員　この条文の書き方につきましては、すでに前例がございまして、鉄道建設公団ですか、これは成立しておりませんが、さきの国会に政府が提出いたしました公団の監事につきまして、行管、法制局、運輸省当局と相談の上、同趣旨の条文が入っておるわけであります。今回はその前例にならいまして、統一がはかられた、こういう経緯でございます。

○勝澤委員　監事は主務大臣に直接意見具申することができておった、今度は法改正によって、直接意見具申することができなくなった、こういう、明らかに監事の権限が縮小された、極端な言い方をしますと、私はこう言わざるを得ない。それが何かいま法制局だとかあるいは公団法とかいうことと、私は少し関係がないと思うんです、建設省に対しても。この監事の権限については、こうせよという勧告があるわけですから、勧告がなされて、そうしてその勧告以前に、建設省としては監事の権限というものはこうあるべきだという権限をきめておった、まさに行政管理庁の勧告と一致をしておるわけです。一致をしておるにかかわらず、なぜ監事の直接大臣に対する意見具申権を削除したか、なぜそこで理事長を経由しなければならぬのかという、その根拠をひとつ御説明願いたい。

○鶴海政府委員　監事の大臣に対する意見提出権を変えたわけじゃございませんで、依然として提出権があるわけでございます。ただ経由につきまして規定をいたしたわけでございます。先ほど申し上げましたように、理事長を通じてというふうに規定いたしました趣旨のものは、公団としての組織の円滑な運営を期する意味でいたしたわけであります。

○勝澤委員　理事長を通ずるか通じないかというのは、これはたいへんなものなんです。そこに今日の公団や公庫あるいは国策会社の問題点があるわけです。監事がなぜ直接大臣から任命されるのか。監事は理事長と同じように直接大臣の任命なんですよ。総裁なり監事というものは直接任命なんです。そこに監事の問題があるわけです。いままで建設省でもって別に問題がなかったわけです。先ほど監事の方から説明を聞きました。何も問題はなかった。大臣に対する直接意見具申権があったわけです。それをなぜ今度は理事長を通じなければならぬのかということについては、運営上――いままでそれでは運営上困ったという例があったのですか。これは先ほどの監事の説明では、なかった。なかったということははっきりしているわけです。だからそこはどうですか。

○鶴海政府委員　従来、運営上支障があったかどうかというお尋ねでございますが、従来、訓令に基づきまして、監事から大臣に対します意見の提出の事例を見ませんでしたので、そういう前例がない関係上、支障があったかどうかという実績がないわけであります。

○勝澤委員　運営上、監事が直接建設大臣に意見具申をすると困る、簡単に解説するとそういう答弁のように見えるわけです。答弁が違っておったら、あとで違うと言っていただけたらけっこうだと思います。

そこで、今度は理事長のほうにお尋ねするのですが、それでは、運営上困ったことがあったかなかったか、という点について御回答を願います。

○萩原参考人　ただいまのところ、先ほど監事から申し上げたとおりでございまして、われわれ理事側としましては、別に支障はなかったと思います。

○勝澤委員　運営上支障がなかったのに、なぜ監事が大臣に直接意見を具申する権限を縮小したのですか。

○萩原参考人　ちょっと補足させていただきますが、先ほど私が申し上げたのは、監事が申し上げたとおり、特に大臣に報告するような事例がなかったという意味も含めまして申し上げたのでありまして、この制度自身につきまして、理事長を通じるべきだとか、直接がいいとかいうことを私としては申し上げたわけではございませんので、その点は御了承願いたいと思います。

○勝澤委員　それは理事長の回答の権限ではないと思うのです。それは大臣訓令できめてあるのですから……。大臣訓令でそうきめてあったけれども、監事としては、大臣に直接言うことがなかったというだけのものなんです。しかし、監事が直接大臣にとにかく意見具申ができたということはちゃんとあるわけです。ですから、それをなぜ直接大臣に意見具申をすることをやめさせたかという点について、やはりもう少し納得のいく説明をしていただきたいと思うのです。運営上困るというなら、運営上困った例があるならばいいのですが、運営上困った例がないわけです。いかがでしょう。

○河野国務大臣　だんだん御説明申し上げておりますとおりに、また御質問になりましたとおりに、従来建設省所管の公団におきましては、お話のとおり、また御説明申し上げたとおりであります。しかし、政府内部におきます政府関係の公団が非常にたくさんあり、これらの公団をあらゆる角度から検討いたしました結果、今回改正するように一律にしておいたほうが、今後の運営を政府がいたす上において適当であろう、という政府一致しての意見で、改正することにいたしたのでありまして、私も、これを改正することによって支障はないという意味合いから、改正することにいたした次第であります。

○勝澤委員　そこで、政府部内で統一する必要があったと大臣は言われたが、何に統一する必要があったか。統一する必要があるのは、監事制度について行管が全部調べて、調べた結果に基づいて、行管としての勧告を行なう。その勧告に統一すべきである。その勧告に統一されていないじゃありませんか。統一されていないので、私は言うのです。

○河野国務大臣　前回御質問のありました際に御説明申し上げましたように、法制局におきまして、法制上各方面の御意見も徴し、だんだん一本にまとめようということについて、法制局において、こういうふうにすることが日本の公団を運営する上において一番適当である、ということに政府の見解を一にいたしたのでございます。それによって、今度の改正をお願いいたしておるわけでございます。

○勝澤委員　法制上という大臣のことばはよくわからないが、大臣訓令でいままで実施しておったわけです。実施したとおりに法律を直すならいいわけです。それが法制上いけないということについて、私はよくわからない。ですから、大臣は、それがおわかりになって、この法律の改正案を出したのでしょうから、もう少しわかるように御説明願いたいと思います。

○河野国務大臣　大臣訓令でやっておりましたけれども、今回改正案を提案した程度でよろしい、その程度で、すべて公団の運営については、また監事の地位については、その程度が一番適当であるという見解を政府は一にした、こういうわけであります。

○勝澤委員　そうすると、それは行管の勧告よりも違っておる。行管の勧告は、大臣に意見具申権を残しておるわ

けです。ですから、行管の勧告よりもとにかく下回っておる。そういうものが実施されると、これは明らかに監事制度の後退だと私は思うが、いかがですか。

○河野国務大臣　行管から意見も出ました。その意見を十分にそれぞれの公団、所管の大臣、役所において検討を加え、法制局においてこれを総合的に検討いたしました結果、この種のものが適当であろうということにしたわけでございます。骨抜きだとか、これではできぬとか、どうだとかいう御意見でございますけれども、必ずしも監事が理事と対立的立場にあってやかましく言うばかりが能ではない、公団の円滑な運営、そうして機能を十分発揮するというところに妙味があるのだと心得まして、これで私は賛成をして、この法案の提出をいたしておるわけであります。

○勝澤委員　私も、監事がやかましく言うばかりが能ではないというのは賛成ですが、いままで監事でやかましく言った監事というのは一人もない。一人もないから、とにかく公社、公団、公庫の監事は何しておるのだというような問題になる。ですから、それに基づいて、監事はどうあるべきかという検討を加えたら、その中で、まあまあ建設省は、代々の建設大臣が実力があったので、監事についてのいろいろ仕事のやりくりや、あるいは監事の権限が明確にされておる。よそのほうでは、まるきり監事というのはおるのかおらぬのかわからぬというような状態、あるいは赤字がどんどん出ておるにかかわらず、監事がほったらかして、極端に言うと、その主管省の監督をしておった監理官がおやめになると、公団の監事になるのですよ。その監事がやがて年限がたつと、今度は理事になって、その理事が副理事長なり理事長になっていく。これでは監事というものが取り締まりができないじゃないか。監事はもっと高い立場から、その公社、公団、公庫、国策会社の経営全体についてやるべきだ。中身を見るのだったら、内部の監査で十分です。しかしこれは監事としてわざわざ大臣が任命するのですよ。総裁、理事長と同格に監事を置く、任命の上において……。一々理事長を通じなければ意見を具申することができない、これは法制上の統一見解だ、これは私はあまりにも、運営として、いままでやられてきて別に支障がなかったならば、やはりもう少し監事というものの地位を高め、公社、公団、公庫というものを全体的にものを見るようにやればいいので、理事長やあるいは副理事長と監事の意見が対立するなどということは考えられません。こんなことがあるとするならば、それはやはり主務大臣が任命しておるのですから、そういう点からいきまして、私は監事のこの法改正については、当然行政管理庁の勧告に従い、建設大臣訓令に従った修正をすべきであると思う。ましてや実力のある河野大臣が、当然長い将来のことを考え、国民の代表としてその会社の監査を行なっている監事についての権限を、もう少し強化する立場から、この際ひとつ修正をすべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○河野国務大臣　だんだんの御意見でございますけれども、監事と理事とはおのずから根本的に職責が違う。人選をいたします場合にも、執務の実行をなす者とこれを監査する立場にある者と、違った意味に立って任命をいたすわけであります。でございますから、ときに監事が理事にかわっていく場合もありますけれども、任命するときにおきましては、当然監事は監事の適格者という意味において委嘱するわけでございます。でございますから、理事長、副理事長、もしくはこれが選考した理事になる者と、監事は、全然別の意味において、この職責からいって、大臣が任命する。これは同格であるとか、立場がどうとかいうことではないのであって、当然その職責からいって、他の理事諸君、総裁が推薦してこれを認可するという者と、これを監督の立場に立つ者との使命が違うから、その意味において、大臣が任命しておるということだと思います。いずれが上とか下とか、同格であるとかないということがあるべきものではないと思うのです。そういうふうに考えまして――これが一つの会社を運営する場合にいたしましても、もちろん政府のほうから監理官が派遣されております。したがって、大臣としては、その監理官の報告を常時聴取し、もしくはそれぞれの所管省、所管局において監督指導をいたしております。しかし監事が正式にそれぞれの所管大臣に意見を具申いたしますような場合には、先ほども監事からお話がありましたとおり、それを、その公団の中において十分意見をきわめて提出されるということ、そうしたからといって、別に監事の地位が低まる、地位がどうなるということがあるべきはずはないと思うのでございまして、私はむしろこういうふうにして円滑に公団の運営ができるほうが適当じゃないか、こう考えまして、これに同意をいたした次第でございます。

○勝澤委員　大臣、どうしても私はわからないのですよ。わからないというのは、いままで大臣訓令で、わざわざ大臣に対する意見具申権があったにかかわらず、今度法改正でもって意見具申権をとった、権限が縮小した、このことが実はよくわからない。これも法制上の問題だとか、あるいは統一見解だとか、運営上の問題だとか――それは運営上の問題でそういう支障があったなら、これは当然そのときに考えればいいことであって、運営上何ら支障がなかったことです。何ら支障がなかったことが、実はいかにも支障があったようなことによって、こういうふうに改悪がされて、監事の権限を縮小して、そしていかにもその公社、公団、公庫がうまくいくようなものの考え方をしている、これがどうもわからない。大臣どうでしょうか。

○河野国務大臣　ただいまもお話がありましたとおり、具申権がみなくなったのではない。書類の手続上、総裁、責任者を通して具申するということにしてあるだけであって、それに対して責任者が手を加えるとかどうするとかいうことはございません。しかし御趣旨の点、なお質疑を続けられる間におきまして、私といたしましても、もう一ぺんよく考えます。

○勝澤委員　大臣がもう一度お考えなさるというお話ですから、この問題は次に譲ります。

　結論になったけれども、せっかく行管もいらっしゃっているのですから、行管として監事の職務権限と責任の明確化について、どのように勧告をしたかという点について、御説明願いたい。

○諸永説明員　監事の職務権限の明確化につきましては、監事が監査の結果必要があると認めたときは、主務大臣または理事長に意見を具申することができるという一項目と、それから、特別監査命令によってするということと、決算報告書の添付書類として、決算の結果の監事の意見を出す際に、その意見の裏づけとしての報告書類、それを添付するというようなことであります。

○勝澤委員　私が先ほど言いましたように、直接大臣に意見を具申する、あるいはまた総裁、理事長に意見を述べる、こういう勧告をされたことが明確になりましたので、この問題は終わります。

　次に、東京都の競馬会社の土地の所有権をめぐりまして、これは裁判も提起されておるようでございますが、それと同時に、ここの道路建設についてどのような取り扱いをしたかという点、これはどっちになりますか、公団のほうですか、御説明願いたいと思います。

○藤本参考人　概略御説明させていただきます。

　首都高速道路公団は、御承知のように三十四年に発足いたしましたが、その公団の仕事の中で、一番先に高速道路第一号線という仕事からスタートを切ったわけであります。第一号線といいますのは、御承知のように、羽田とそれから芝浦の海岸を通りまして、江戸橋、あるいは上野、山谷そういう方面へ行くので、約二十キロ余に及ぶ第

一号高速道路、ちょうど海岸を通りますときには、放射第十八号線、いわゆるわれわれ略して放十八といいますが、放十八号道路のまん中を通る。しかもこの道路を、二十五メートル程度のものを四十メートルに広げながら、そのまん中に十六メートル幅の高速道路をつくっていく、こういう仕事になったわけであります。

そのうちで、御指摘の大井の競馬場の付近は、いわゆる勝島地区とわれわれは称しておりますが、その勝島地区を経由をいたしまして、こちらから行きますと、羽田のほうへまいるわけでありますが、同時にその地区はまた鈴ケ森、いわゆる京浜国道一号線の鈴ケ森へ分岐する場所でもございます。御承知のように先般部分供用開始をいたしました地点、鈴ケ森のところから車に乗りましてすぐ競馬場にぶつかり、そこを通って都内へ来る、こういうことに相なったわけであります。この場所につきましては、昭和二十五年ころから、東京都の港湾局所管の用地を、競馬会社が十数万坪にわたって借りておったのでございます。同時にまた、この地区におきましては、すでに競馬会社も、競馬場として使っておるほかに、実はその表側にといいますが、川敷のほうに向かいまして、神戸さんという方が、競馬場との話し合いといいますか、ある程度の御了解のもとに、その土地を使用しておったわけであります。われわれは高速道路を通すためには、どうしてもこの個所の建物等の撤去、工作物の移転収去、こういうことをお願いしなければならぬのであります。そういう関係にぶつかりましたので、高速道路の仕事をいたすにあたりましては、一応東京都が土地の所有者でございますので、東京都の主として港湾局、それから放射十八号という街路事業は東京都の建設局の委託でありますから、建設局とも相談をする。またこれが公団自身の高速道路を建設するためにも必要でありますので、しばしば東京都の主として港湾局、建設局、そしてまたわれわれのほうと協議をいたしまして、この撤去方の促進をはかった次第であります。これにつきましては、いわゆる所有権が東京都にございます。そしてこれを競馬会社が賃借をしておる、そういう関係でございまして、競馬場に対しましては、いわゆるこの土地の借地権に対する補償という形で話を進めてまいったのであります。なお、競馬場から一部を借用しておる神戸さんの場所につきましては、法律上、実際上あるいは経緯にかんがみまして、いろいろ問題があったのでありますが、結論といたしまして、われわれこれを使用権に準ずる補償、こういうような形の中で関係者と幾度か協議をし、また、学説や判例やあるいは鑑定等も求め、また、関係主務官庁方面の意見なども伺いまして、結論的には、さように使用権に準ずる補償をたてまえとして、問題の解決をはかってまいったわけでございます。大ざっぱに言いますと、こういうようないきさつでございまして、この間におきましては、ずいぶんと時間とあれを要した次第でありますが、関係者の全体的了解が得られましたので、そのような経過の中で仕事を進めていったのであります。

なお、おおむねの坪数は、こちらが収用といいますか、こちらで獲得いたしました坪数は、全体で大体六千八百坪程度になり、そのうちで競馬会社のほうの関係が四千四百六十七坪、それから神戸さんのほうの関係が二千三百七十九坪というような次第に相なっておるようなわけでございます。

○勝澤委員　補償金額を言ってください。

○藤本参考人　補償金額は、合計いたしまして、競馬会社のほうに一億八千四百八十余万円、神戸さんのほうに対しては、合計して二億五千八百万円、それからそのほかに、あの土地に約四十一世帯ばかり住んでいた方がございますので、その人たちのほうに二千八百二十六万七千円程度の金が払われ、円満裏といいましょうか、いわゆる強制執行というようなことも結論的にはなくて、全部移転を、おかげさまで完了させていただいて、現在仕事も終わり、すでにごらんのように供用開始をさせていただいておるような状況でございます。

○勝澤委員　この補償の中で、緑地帯や道路まで補償金が払われているということですが、それはどういうことですか。

○藤本参考人　これは、われわれこの補償の対象の中におきまして、考え方といたしまして、港湾計画上のものと、われわれが都市計画あるいは道路法的な見地からいろいろ見る場合とは、実は補償の対象あるいは補償の計算のしかたを異にしております。港湾局がみずからの港湾計画に基づいて、お話しのように緑地あるいは道路の予定地としておりますが、これは計画法上あるいは道路法上の道路ないしはその予定地あるいは緑地ではないのでありまして、法的拘束は受けてないものでありますので、そういうものの計画は、ほんとうの都市計画的な意味におけるものとしての扱いでなく、われわれは一般財産であるというたてまえで補償をいたしたのであります。

○勝澤委員　しかし、現実に道路になっていて、現実に緑地帯だったのでしょう。そこを補償するというのはどういう意味ですか。

○藤本参考人　事実行為という意味においては、あるいはいろいろの形があらわれるかもしれませんけれども、われわれはもちろんその点にも配慮はいたしますけれども、この場合、道路あるいはまた緑地という形では、われわれは見ておりません。

○勝澤委員　それでは何で見たのですか。現実にそこには建物があったわけじゃない。現実にそこには人が住んでおったわけじゃない。そうしてその土地そのものは東京都の土地でしょう。東京都の土地で、人が歩いている道路になっておった土地を取り上げるのに、補償金を出さなきゃならぬということが私にはよくわからない。

○藤本参考人　道路あるいは緑地とおっしゃいますけれども、現実には、さらに言いますならば、建物はともかく当初は八十戸、それから撤去の当時には約二十三戸の建物があった。またその前のあいているところは、けっこう物を売る場所になっておったり、自転車の預かり場所になっておったり、あるいは自動車の置き場所、そういうようなことになって、いわゆる一般交通にも、もちろんそういう次第でありますから、けっこう使っておったでございましょうが、いわゆる補償の対象という意味におきましては、われわれは、この沿革なり、それの見解というものにつきましては、一般財産ということで、いわゆる補償の規制を受ける道路、緑地そのものではない、かように解釈してやってまいった次第でございます。

○勝澤委員　人の歩いていた土地を、そこに高速道路ができるからといって取り上げるのに、補償金を出すというのがどうしてもよくわからない。そこをちょっと説明してください。

○藤本参考人　私たちの仕事の中には、公の道路と私の道路を収用する場合がございます。その私の道路、こういうものにつきましては、事実上の制約が相当ございますけれども、ある程度の補償を出して、そしてこれを解決してわれわれの事業の用地に供するという形になっております。

○勝澤委員　それは私の道路じゃないのですよ。東京都の土地なんです。東京都の土地が東京都競馬株式会社に貸し付けられて、そして東京都競馬株式会社とその神戸与平さんですかとの間が、又貸しになっておるのか、貸してあるのか貸してはないのかわからないという状態、そして現実には、それはその辺には屋台店も建つでしょう、自転車置き場もあるでしょう。そういう屋台店や自転車置き場は別として、それ以外は道になっておるでしょう。その道を取り上げるのに、おしなべて補償金を出す。そこがよくわからないのです。

○藤本参考人　東京都の土地と一口におっしゃいましても、この見方でございますけれども、われわれといたしましては、やはり特別会計港湾局所管の

用地、こういうようなもの、あるいは別の見方でいえば交通局の用地、水道局の用地、これを取り上げる、と言っては失礼ですが、こちらにいただくという場合には、たてまえは、それを公用廃止をして、別途の観点から東京都が無償でもってこちらへ供与してくれる、あるいは東京都の建設局に所管がえをするというような問題は、これは別にございますけれども、われわれの考え方といたしましては、港湾局の用地は、たてまえとして、その限りにおいては、やはり補償を出してこれを手に入れる、こういう形でやってきております。

○勝澤委員　では、別の角度からお尋ねいたします。この補償額の単価はどういう区別になっておりますか。

○藤本参考人　この地帯は大体四つの地帯に分けました。そしてこの単価の出し方は、基本的には近傍類地補償基準にありますところの線に沿いまして、類地の価格とか、鑑定人の価格とか、精通者の価格とか、あるいは税から見た見方とか、いろいろな見方をとりまして、一応所有権単価というものを四つのブロックに分けて出しました。これに対しまして、借地権はどの程度に見るか。たまたま東京都にこれに関する条例がございます。そして、東京都はまたこの条例でもって公共用地その他を取得しておりますので、借地権関係の率を出すのにはこの線に従いました。その次には、今度は借地権を使用権に準じて取り扱う、こういう問題につきましては、御承知のように、公共用地の取得に伴う損失補償要綱という閣議決定がございますが、この十二条に使用権に関する取り扱いがございます。そこで、その十二条の思想といいますか精神をくみまして、この四つの各ブロックについての土地の従来からの使用目的あるいは建物のあり方、それから貸付期間、あるいは占用期間、あるいはまた公法上の制約の程度、有無、あるいはまたこれに権利金がついているかどうかというようなことの過去の経済的な見方とか、こんなような点を、われわれ採点法と言いますが、そういう按分した全体を一〇〇といたしまして、そのおもなものを点数をつけるような方法で、合議制でもって、この中の使用権に準ずる率をきめるのに、それらのおのおのの場所についての率をそういう観点からきめて、そのきめた率を先ほど言いましたように借地権率にかけ、さらに所有権単価というものをかけて、そしておのおのブロックの金額を出した、こういうことでございます。

なお、これは実はここが初めてではございません。実はあの沿線には、けっこうこの類似のものがすでになされておるわけであります。あの沿線ですでに五カ所ばかりこういう方式でやってまいった、そういうような前例等も参考にいたしまして、この場所の価格を算出した、こういうような状況でございます。

○勝澤委員　具体的な単価を教えてください。

○藤本参考人　地図でもないと申し上げにくいのでございますが、これはABCDの地区がございまして、土地の所有権の価格ですが、A地区が二十三万六千円、B地区が二十一万五千円、C地区が十五万円、D地区が十九万三千円というのが親金でございます。完全所有権の場合のものでございます。それに対しまして、たとえば二十三万六千円のものは、結論的には、補償価格が六万三千三百八十九円というように、一例でございますが、計算をしております。

○勝澤委員　この中で、たとえばC地区とかB地区とかいうのは、緑地帯あるいは道路というふうに、これは登記面ですか、なっておるわけですね。

○藤本参考人　登記上はなっておりません。だから、法律的の対抗要件は法律上はございません。ただ、計画上そういう予定地に、港湾計画——たとえば道路五カ年計画というような、港湾五カ年計画という計画で、極端には、東京都だけでかって、と言っては言い過ぎですが、東京都だけでつくった計画の中に入っておるということで、いわゆる対抗要件のあるものではございません。

○勝澤委員　そこで、東京都から東京都競馬場株式会社に貸している条件というのは、二十五年の一月一日に貸して、そして毎年一年ごとに契約は行なわれている、こういうように聞いておるのですが、そうですね。

○藤本参考人　さようでございます。私どももさように了解しております。

○勝澤委員　一年ごとに契約をしておる、そしてなおかつ、この東京競馬株式会社は、この土地を借りておって、現実にこちらが道路に使うときに、どういう使用状態になっておったのですか。

○藤本参考人　一年ごとというものについては、御承知のように、解釈上も実際上も、これは継続的な内容いかんでございますが、この場合においても、内容は継続的賃貸借の関係にある、こう解釈され、また了解されておるとわれわれは承知しておるわけでございます。

それから、使用状態はどうなっているかということは、先ほどちょっと触れましたけれども、この競馬場のへいの外と中とはおのずから違っておるわけでございます。競馬場の中側は、もちろん競馬場自身の、競馬の走る場所、あるいは競馬の必要な建物、構作物あるいはその他の施設があったのでございます。へいの外の使用状況は、先ほどちょっと触れましたように、事実関係は、お話しのような神戸さん所有の建物、あるいは車の置き場所とか売店とか、あるいは事実上の一般共用になっておる場所もけっこうあったのでございます。これが使用の状況と思われます。

○勝澤委員　東京都が、わざわざ東京都競馬株式会社に貸して、一年ごとに契約が更新されておる、こういう中で、自分が必要なときに——そんなに差しつかえない土地なんですよ。それを契約を解除させずにおいて、そしてこのような膨大な補償金を出さなければならないという点は、そういう、出さなければならぬという必要性があるのですか。それは、必要性をどういうふうに御理解されていますか。

○藤本参考人　結論的に申し上げますと、競馬会社に関する問題については、東京都とその過去の契約のいきさつにかんがみ、競馬会社と東京都、それから私どもと、三者相談の結果、先ほど来申し上げました結論になったわけでございます。そのいきさつといいましょうか、御指摘のようなことですが、われわれといたしましては、この使用権あるいは借地権というものを支払えば、当然本人たる東京都、言うなれば、さらに港湾局に、いわゆる土地所有権に属する分を支払うという関係は残っております。それ以外のいわゆる借地権的なものについては、東京都から出資しておる会社とはいえども、やはり会社で、別法人で、個人法人でありますので、この部分については、やはり借地権相当のものを払う、こういうことに相なって、競馬会社のほうには借地権相当のものを支払う、それから港湾局のほうに払う分については、問題が今後の処理に属しておる次第でございます。港湾局とは、実はその他の場所についてもたくさん、港湾局の土地をいただいたり、あるいはまた港湾局からごくめん願った土地がございますので、そういうものと一括処理の場でもってこれを解決する、こういうことになっております。

○勝澤委員　東京都が東京都競馬株式会社に貸した土地が、又貸しされたか無断使用されたか知らぬけれども、神戸さんに使われておった、そういう又貸しの状態の中で、二千三百七十九坪に対して約二億五千八百万という金が支払われた、使用権を解除するために。これは又貸しの権利を認めて、高速道路公団が立てかえて払っておる、これはどうも私は法的にも問題があると思うのですが、その点いかがですか。

○藤本参考人　先ほども申し上げてありますように、いろいろな点の最後的に、使用権に準ずる権利ありといたし

ましして支払った、こういうことでございます。

○勝澤委員　そうすると、又貸しというものが、正式に、東京都競馬株式会社と神戸さんというのと、契約書が取りかわされておったんですか。それについて東京都は承知しておったのですか。

○藤本参考人　結論的には、やはりこの関係も、東京都の承知の上でもって、その使用権に準ずる支払いをしたのであります。

○勝澤委員　そういうことでなくて、この土地を神戸さんに使わせるということについては、東京都競馬株式会社と神戸さんとの間に契約が取りかわされておったのかどうなのか、それについて東京都は承知しておったのかどうなのか、こういうことです。

○藤本参考人　われわれの承知している限りにおいては、書面上の契約書というものはなかったように思われます。

○勝澤委員　書面上、東京都競馬株式会社と神戸与平さんの間に取りきめがないにかかわらず、あなたのほうの公団から、直接神戸さんに補償金を二億五千八百万も支払った根拠は何ですか。

○藤本参考人　先ほど申しましたように、経緯はいろいろございましたが、結論的には、三者とも契約を――いわゆる書面のものはなかったけれども、ともかくこの内容を三者が認めて、そうしてその認めた範囲においてこれを支払うということについては、三者了解を得たのでございます。しかも支払いのしかたは、お話しのように、競馬会社から公団に、その神戸さんの分は所定のものを支払ってくれという書面の依頼を受けて、またそういう了解のもとに、支払った次第でございます。

○勝澤委員　その分はその辺で、次の問題で、残存土地の使用権の解除、残存土地――東京都が東京都競馬株式会社に貸したもの、東京都競馬株式会社の土地を、神戸さんというのは契約書がないにかかわらず、使用しておった、そうして今度そこへ道路をつくろうとした、別に、道路をつくるに必要でない土地があった、その必要でない土地までも、残存土地の使用権の解除として、坪九万三千円も払った、千三百五十五万八千円ですか、金を出した、これについての御解釈はどうですか。

○藤本参考人　まことにこの点は御指摘のとおり、われわれとしても、これの処理、配慮には困った問題であったのであります。そこで、実はこれは首都高速道路、あるいは放射十八号という道路の体系からいたしますと、たしかわずかに百坪足らず、この場合においてはあまり大きな坪数ではなかったのであります。この土地はほぼ一間、五尺ぐらいです。五尺ぐらいの幅でずっと細長い土地が、競馬会社とわれわれの道路との間に約九十坪だと思いましたが、でき上がってしまった。普通の民地の場合ですと、土地収用法にかかりますと、当然相手方から収用請求権が要求されまして、残地を買い取れ、こういうことが起こるわけでございます。収用法にかければ、使えないようなこんな土地ですが、きっと相手方はそういう要求をする。ところが、たまたまこれは東京都の土地でございました。なおかつこの場所は今後東京都全体の形の中で、いわゆる不法占拠とかだらしのない使い方はできるだけしたくないということで、一応東京都港湾局自身がこれを引き取るか、競馬会社がこれを引き取るか、あるいはまた首都公団が関連街路を東京都の予算で買い取っておくのがいいのかどうか、いろいろな観点があったのであります。必要でない土地をこの際競馬会社にやる必要もない。といって、道路の工事のためには、その場所は、たとえ五尺でも、工事期間中は必要な場所でございます。必要でありますし、今後のていさいの上からも、いい形の中に、そういう細長いものがあるということは適当でないということで、これは何といいましょうか、大きくいいますならば、暫定処理の形でとっておきまして、必要があるならば公団自身の工事あるいは管理用地、たとえば故障車を五尺か六尺のところに置けるかどうかわかりませんが、多少の補修の材料の置き場になるかどうか、そういうように公団自身がお使いになる目的があるのならば第一義的にこれを使う。あるいはそれがなかったら、東京都の計画局が、それこそその場所にグリーンの場所を東京都港湾付属地としてつくってもらう。あるいはまた港湾局等が御使用のこともありましょうから、こういうより高い角度で今後の使用方法を考えるというので、とりあえず、このところは、東京都の本来の道路幅ではありませんけれども、道路の際に一緒に片づけることが大きな目で必要だということで、この点は御指摘のように、必ずしも理論的ではなかったのでありますけれども、収用法上から見た残地買収逆収用の権利が発生するような場所でもあるということをあわせ考えまして、一応この点についてこちらの権利に入れてしまった、こういうことでございます。

○勝澤委員　土地そのものは、使用しておったというが、家が建っておって、その裏を出入りしておったという程度のものです。しかしその家については、先ほどお話がございましたように、四十一世帯で二千八百二十六万円立ちのき料を払った。立ちのき料を払えば、その家がなくなる。ですから、家がなくなれば、その裏の土地そのものは、少し残したとしても使用することは不可能なんです。土地そのものは東京都の土地なんです。御承知のように、東京都が競馬会社に貸しておる。競馬会社はもう使っていない。神戸さんに貸しておるのか、どういう形か知らないけれども、使われておる。ですから、何も関係のない土地なんです。極端な言い方をすれば、使用権、借地権、こうした権利が消滅してから取り上げても差しつかえないわけです。それを坪九万円、約一千三百万余の金を費さなければならぬという点については、やはり了解ができないのですよ。直接首都高速道路公団の仕事ではないとしても、東京都から請負ったとしても、東京都が東京都競馬会社を使い、そうしてその競馬会社の土地に道路をつくるときに、今度は東京都が、自分が直接交渉に当たらず、首都高速道路公団に当たらせて、三者が一緒くたになってやる。このやり方というのは、どう聞いても、現地を見ても、これはおかしいなと思うのが常識だと思う。いまあなたの御説明をいろいろ聞きました。それを私はもう少し突っ込んで聞きたいと思いますけれども、いまだいぶあなたの御説明がありましたから、また議事録もでき上がりましてから、もう一回現地を見て、資料もいろいろ見せていただいて、あとでまた別なところで質問させていただくということにして、私はこれで質問を終わります。

○吉田（賢）委員　ちょっと関連しまして、一点伺っておきたいと思うのです。

首都高速道路公団などが必要として、収用ないしは買い受け、入手しまする土地におきまして、補償を支払う場合に、公共財産、国または地方公共団体の持っておる行政財産なども一年ごとに契約を更新する、その種の賃貸の土地につきまして、これを補償するということは、よほど警戒しないと問題が起こるだろうと思うのです。ですから、これはやはり一般に一年ごとに契約をするような土地の賃貸借に対しても、なお相当な使用権、借地権ありというような前提のもとに、これの補償でもするということの原則でもあるだろうか、どうだろうか。これは一般に対する影響も非常に重大であると思いますので、明らかにしておきたいと思います。

○藤本参考人　御承知のように、官公署の契約は、公有土地等あるいは建物等に関するときは、一年ごとの契約が出ておるのがけっこうあるわけでございます。これはやはりその契約の実態、内容、実質をきわめてみまして、われわれも慎重にこれがほんとうの意味における長期契約あるいはまた短期の、ことばどおり一年のものかどうか

というようなことについては慎重を期しまして、そうしてこれに対する補償関係あるいはその賃料というものの支払いを考えて、処理しておる次第でございます。たとえば工事のために公の土地を借りるというような場合には、もちろんこれはたとえ一年ごとの形になっておっても、法律上長期契約に属することは当然でございます。そういう点につきましては、実質、内容をよく検討して、慎重に御趣旨のように処理していきたい、かように考えております。

なお、公の問題のいわゆる補償関係、公共補償につきましては、現在御承知のように、まだ普遍的といいますか、一般的な補償基準ができ上がっておりませんし、せっかく建設省御当局で御検討をいただいておるので、その線の決定を待って、その線を伺った上、よりよいものにし、また実施上より円滑を期していきたい、かように存じます。

○吉田(賢)委員　堅牢な、たとえばコンクリートの建築物などの敷地にたとえ公有の土地を貸す場合においても、一年ごとの契約ということは解せません。そんなことは法律上あり得ないことは御承知だと思うのです。また、一年ごとという以上は、まず文字どおり正直に一年ごとの契約に違いないのだから、一年後には、期間が満了したときは、一応は明け渡しを覚悟して借り貸しをしておるはずなんです。だから、千姿万態の実情だとおっしゃいますけれども、しかし、一年ごとになっておりますものは、一応は国または公共団体の所有土地のごときは、真正面からそう解してしかるべきじゃないかと思うのです。普通の一般民間の貸借とは違います。したがって、一年ということを限定するものと考えます。ですから、その点は、建物等によって数十年のものを一年と約束するということ、こんなことは考えられません、また、あり得ません。いかに国の財産でありましても、公共団体の財産であっても、それは考え得られません。ましてこの種の場合は、いま問題になりました競馬会社等の関連の場合におきましても、やはり一年ごとというのは、一年を過ぎたときには明け渡しを覚悟して使用権を短期に持っておるもの、この認定に立たねばなるまいと思う。これをしも五年、十年の使用権があるものとごっちゃにして、混雑して、一々補償の対象にするということであるならば、千億円の予算を組んだって公団は経営はできないと思う。やはり公団の金というものは国民の大切な財投の金だということは万々御承知なのです。また都が投資しておるといえども、四百数十億円というばく大な金をもって経営しておる会社なのです。極端に言うならば、これを湯水のように使われてはたまらぬです。だから、その辺は一々厳重に考えて、一年ごとの契約なら、一年ごとの契約のたてまえをまず貫いて、そうではないのだ、実はそうであるけれども、その他の類似のものと同じく、十カ年もしくはそれ以上の長い期間の使用権があるのだという反証があがって、その上で、それはというので、しかるべき補償をするなら別ですけれども、いまのいろいろなお話を聞いておりましても、どうもこれは大きな補償をなさっておるということがまゆつばものだという感じがしてならぬ。ことに一年ごとということが随所に起こってくると思いますので、これはきわめて厳重にかつ丁重な扱いをしていかなければならぬと思うのです。その点はっきりしておいていただきたい。

○藤本参考人　厳重にかつ丁重に、今後一そう慎重に処理いたしたいと思います。

○吉田(賢)委員　だったら、この問題につきましては、相当遺憾であるということになるわけですか。

○藤本参考人　御見解はいかがと思いますけれども、われわれは正しい線を進んできたと考えております。

○吉田(賢)委員　そういうようなかたくなな立場を貫きなさるなら、やはりこの議論は相当展開しなければならぬ。やはり神様でないのですから、われわれが委員会において公平に国民の立場から批判するときには、率直にお受け入れになるべきです。あまり高姿勢でものを考えておられて、これが正しいのだ、これ一本でいく、という貫いた態度を強調なさることはいかがかと思うのです。

○藤本参考人　高姿勢と言われるとはなはだ申しわけございませんが、われわれとしては、正しい考えの線で進んでまいった、こういうことでございます。決して高姿勢とかいう意味ではございません。そういう考えのもとにやってまいりましたということでございます。ただ、先ほどの慎重にやれということについては、今後一そう御趣旨の線に沿うて実施をいたしていきたいと思いますから、御了承願いたいと思います。

○吉田(賢)委員　将来のことをことばだけでおっしゃったところで、幾らそんなことを繰り返し言ったって、意味のないこともありますので、やはり現在及び過去の事実につきまして、相当誠意ある御答弁をなさることがしかるべきだと私は思うのです。どうしても正しいことを貫いてきたのだというふうに断定をして、がんとして譲らないということであれば、この議論はさらに展開することを相当覚悟しておいてもらいたい。

○荻原参考人　ただいま、具体的な問題については、担当理事から御説明申し上げましたとおりでございますが、ただいま吉田委員の御注意のとおり、われわれも万全を期してやっておりますけれども、いろいろ反省すべき点ももちろんないではないと思います。それらの点につきまして、将来、そのことを含めて、一そう戒心をしていきたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

○丹羽委員長　本案につきましては、他に質疑の通告がありませんので、これにて、本案に対する質疑は終局するに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○丹羽委員長　御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

次会は、明二十六日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和三十九年三月三日印刷　昭和三十九年三月四日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局